

北海道科学大学学生相談室規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）保健管理センター（以下「センター」という。）規程第8条に基づき、学生相談室（以下「相談室」という。）の運営について必要な事項を定める。

(職員)

第2条 相談室に次の職員を配置する。

- (1) 相談室長
- (2) カウンセラー

(相談室長)

第3条 相談室長は、保健管理センター長をもってあて、相談室業務の全般を統括する。

(任命)

第4条 カウンセラーは、保健管理センター長がこれを指名し、学長が任命する。

(任期)

第5条 カウンセラーの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(非常勤職員)

第6条 カウンセラーは、必要と認めた場合、非常勤職員をもってあてることができる。

- 2 非常勤職員とは、本学に籍を置くことなく相談室の業務に携わる職員をいう。
- 3 非常勤職員の委嘱についての交渉及び推薦は、相談室長が行い、学長がこれを決定し委嘱する。
- 4 非常勤職員の委嘱期間は1年とする。ただし、労働契約法第18条に定める通算契約期間が5年を超えた非常勤職員から、当該委嘱期間中に、期間の定めのない労働契約への転換の申し出があった場合については、その限りではない。なお、非常勤職員の定年は65歳に達した日の属する年度の末日とする。
- 5 第4項のただし書きの者については、申し出のあった委嘱期間の終了日の翌日から、期間の定めのない労働契約へ転換するものとする。なお、出勤日時や担当時間数については、年度ごとに決定するものとする。

(取扱事項)

第7条 相談室は、次の事項をつかさどる。

- (1) 学生の個人的問題の相談及び助言指導に関すること
- (2) 学生相談に必要な研究、調査に関すること
- (3) 学生相談に必要な資料を整備すること

(4) その他学生相談に必要な事項

(秘密保持)

第8条 学生相談にあたる者は、個人の秘密を厳守しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、保健管理センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成元年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の改正により、「北海道科学大学学生相談室運営細則」は、これを廃止する。